

水田・畑作経営所得安定対策の加入者の皆さまに対し、対策の手続きや皆さまの経営発展に役立つ情報などを、タイムリーに分かりやすくお知らせします。

「平成22年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」の交付申請手続きに関する変更点について

平成22年産の「収入減少影響緩和交付金」の交付申請手続きについて、前年から変更がございます。変更点は以下の通りとなっておりますので交付申請の際には注意してください。なお、交付申請は平成23年4月1日(金)～5月2日(月)までとなっております。

積立金の10%の収入減少に対応した額への変更方法について

平成23年産ナラシにおいても、22年産と同様に、米の補填額から戸別所得補償制度の「米価変動補填交付金」の金額が控除されます。このため、20%の減収に備えた積立をやめて、10%コースへの変更を希望される加入者の方もいらっしゃるかと思います。その場合、加入者ご自身の判断で、積立金コースの変更をすることは可能です。

但し、現行の積立方式では、繰越積立残額が相当額(積立基準収入額の2.25%以上)ある加入者の場合、自動的に20%コースになる方式になっています。したがって、今回10%コースへの変更を希望される方については、平成22年産ナラシの交付申請の機会等を活用して積立金返納の申出を行い、積立金の全額の返納を受け、あらためて10%分の積立金を納付していただくこととなります。

積立金返納申出書(担一参考様式12)

担一参考様式第12号

収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書

年 月 日

地方農政事務所長 殿  
 地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 沖縄総合事務局長

住所氏名 { 法人等にあつては、名称及び代表者の氏名 } 印

対策加入者管理コード A | | | | | | | | | |

私が積立金管理者に対して積み立てた収入減少影響緩和交付金における

※

現在積み立てている積立金  
 交付決定後の積立金残額

の全額について、その返納を申し出ます。

※ 該当する方に○をつけてください。  
 ※ 「交付決定後の積立金残額」を選択する場合は、交付申請書と同時に提出してください。

22年産ナラシの交付申請と同時に提出する場合は、「交付決定後の積立金残額」の返納を選択してください。

# 米の直接販売分の伝票等の提出省略について

平成22年産ナラシにおいては、米の補填額の計算において、米モデル事業の「変動部分」が控除されることから、交付申請の時点ではナラシ補填金の有無や多小が不明です。そのような中で、特に、米の直販で販売先の数が多い加入者の場合、膨大な書類を提出することとなる可能性があります。

このため、以下の条件を満たす場合には、米の直販分の伝票等の提出を省略できることとします。

- ①米戸別所得補償モデル事業に加入していること
- ②米の直販分の数量証明に必要な伝票等の枚数が著しく多いこと

この場合、通常の交付申請書、生産数量目標が分かる書類、品位等検査結果を確認できる書類に加え、「直接販売した米穀の数量報告書」に「米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書」を添付して提出してください。

担一参考様式第9号		直接販売した米穀の数量報告書 (担一参考様式9)			
販売の相手先	銘柄名	契約年月日 <small>※ 4月1日以降に販売予定であるもののみ記入する。</small>	販売(予定)年月日	個数	販売対象数量(kg)
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日		

担一参考様式第10号

証明書類の添付省略に関する申出書(担一参考様式10)

平成 年 月 日

地方農政事務所長 殿

住所  
氏名 (法人等にあつては、) 印  
名称及び代表者の氏名

米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書

収入減少影響緩和交付金に係る米穀の直接販売分の証明書類について、枚数が非常に多く、申請に係る負担が大きいため、添付を省略することを申し出ます。  
なお、添付を省略するにあたって、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 証明書類は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存するとともに、農政事務所職員が検査を実施する場合には速やかに開示いたします。
- 2 検査の結果、交付申請を行った数量に誤りが発見され、再計算の結果、交付金が過大となっていた場合には、過大の交付金について速やかに返還いたします。
- 3 また、交付金が過小であった場合にあっては、追加交付は行われないうことについて承し、異議を申し立てません。

(注意事項)

(1) 交付前年度末(収穫年の翌年の3月31日)までに販売したものの又は販売契約を締結して販売の対象としたものの銘柄(例えば、平成22年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ精米5kg詰め等)ごとに分けて、すべて記入してください。また、販売先ごとの数量を乗じることにより、販売対象数量が確認できるよう記入し、注文者への送付に添付してください。

添付を省略した書類を翌年度から5年間保存すること、求めがあれば保存中の書類を開示すること、報告数量に仮に間違いがあった場合は交付金の返還に應じること(また、追加払いを求めないこと)への同意が必要です。

## <参考>北海道における収入減少影響緩和交付金の地域等区分

対象農産物	地域区分1	地域区分2 (対象農産物の種類)
米 穀	市町村	うるち米、もち米
秋期には種する小麦	市町村	—
春期には種する小麦	市町村	—
二条大麦	市町村	—
六条大麦	市町村	—
はだか麦	市町村	—
大豆	市町村	秋田、大袖の舞、大袖振、音更大袖振、スズヒメ、スズマル、つるの子、ツルムスメ、とよまさり、ハヤヒカリ、ユキシズカ、その他
てん菜	市町村	—
でん粉原料用ばれいしょ	市町村	—

※申請様式等については、下記の北海道農政事務所のHPに掲載しています。

発行：北海道農政事務所農政推進課 TEL 011-642-5462 (農政安心ダイヤル) FAX 011-642-5509  
北海道農政事務所ホームページ：http://www.maff.go.jp/hokkaido/

このお知らせは、水田・畑作経営所得安定対策に加入されている方へ、個人で申請されている方には農政事務所から直接、JA、集荷業者等と申請事務の委託契約を結んでいる方にはJA、集荷業者等のご協力をいただいて配布しております。